

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(洪水：ハザードマップ)

東温市の地形は、三方の山間部と西の松山平野に向かって広がる扇状地などから形成されている。主要な河川としては、市を二分して市北部から松山市に流れる重信川及びその支流である表川、東部の山間部から西条市へ流れる中山川などがある。重信川水系は、東温市に貴重な水資源をもたらし、農業地帯としての流域を支えてきたが、近代以前には度重なる水害で住民生活を脅かし、その治水に多くの努力が注がれてきた。重信川は日本の河川の中でも特に急勾配で、延長36 kmの間に約1,200mの高低差を下る。その上、ダムが無いため雨が降ると急激に増水し、短時間のうちに洪水のピークを迎える。

重信川上流と支流表川は、山間からの出口から両川の合流点にかけて緩傾斜の扇状地を形成し、合流点から西へは緩やかな流れとなって、松山平野に連なる沖積平野を生み出している。石鎚山脈が西と北に延びて形成された市の東部・南部の山地は急峻で、沖積平野から急斜面がそそり立っている。また、北部の山地は高縄半島を形成する高縄山塊で東温市の森林面積は、16,132haで地域の76.3%を占めている。

(土砂災害：ハザードマップ)

本市において、これまで山間部を中心に、台風や豪雨災害による風水害や土砂災害により、孤立地区の発生や住家、農林業施設、河川、道路等の被害を受けている。

松山平野は重信川流域の土砂による沖積平野であり、数千年に一回程度の割合で平野を埋め尽くすほどの大規模な土石流が発生しており、その可能性を否定できない。

さらに近年、地球温暖化等の影響により、台風や豪雨による災害の激甚化・頻発化が進んでおり、愛媛県内においても、平成30年7月豪雨において、南予地区を中心に甚大な被害を被った。本市に、大きな被害はなかったが、市内には重信川流域に浸水想定区域が指定され、また、山間部を中心として、土砂災害警戒区域が594箇所あるほか、土砂災害警戒区域が令和5年9月現在533箇所指定されており、今後これまで以上の災害が懸念されている。

(地震：J-SHIS)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%～80%と予測されている(南海トラフ巨大地震)。このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震も想定されている。

近年、東温市において大規模な地震災害は発生していないが、旧重信町・川内町北部には活断層であることが確実(確実度Ⅰ)であり、かつ活動度もA(注1)である川上断層が横断している。

最大クラスの地震が発生した場合、東温市は最大震度6強、その被害は、死者126人、負傷者1,277人、建物全壊4,286棟、建物半壊4,391棟に上ると想定されている。

(注1)

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実であるもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度 1～10m/千年

B：〃 0.1～1m/千年

C：〃 0.1m以下/千年

(その他)

東温市は伊方原子力発電所から約 60 km 離れており、原則として原子力災害発生時も避難行動の必要は無いが、「愛媛県広域避難計画」に基づき西予市及び内子町の避難者を受け入れる計画としている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、東温市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

当市地域防災計画等は以下を参照

- ・ 東温市地域防災計画  
<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/18855.html>
- ・ 東温市防災マップ  
<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/15208.html>
- ・ 東温市新型インフルエンザ等対策業務継続計画  
<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/5/16128.html>
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁サイト  
<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・ 感染症情報（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

## (2) 商工業者の状況

【内訳：令和 3 年経済センサス-活動調査】 商工業者数 1,045 人、小規模事業者数 750 人

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	農業, 林業, 漁業	16	13	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	
	建設業	113	108	市内に広く分布している。
	製造業	108	78	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	
	情報通信業	9	8	
	運輸業, 郵便業	63	39	
	卸売業, 小売業	313	190	
	金融業, 保険業	18	17	
	不動産業, 物品賃貸業	34	31	
	学術研究, 専門・技術サービス業	29	26	
	宿泊業, 飲食サービス業	108	70	
	生活関連サービス業, 娯楽業	117	96	市役所のある重信地区に多い
	教育, 学習支援業	34	25	
	医療, 福祉	32	15	
複合サービス事業	6	5		
サービス業 (他に分類されないもの)	41	25		

### (3) これまでの取組

#### 1) 東温市の取組

- ・避難所運営マニュアルを策定している。
- ・「東温市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年2回）に実施している。
- ・防災備品として、市役所及び各避難所の防災倉庫に発電機・非常用食料等を備蓄している。
- ・東温市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・東温市新型インフルエンザ等対策本部の設置

#### 2) 当会の取組

- ・事業者向けセミナー等を開催し、事業継続力強化計画等の周知を図ってきたが、以下のとおり、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定件数が伸び悩んだ。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に懐中電灯・発電機・非常用食料等を備蓄している。
- ・東温市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。
- ・職員の防災士の資格取得を積極的に行ってきた。

目標	目標 (R2～R5 年度)	実績 (R2～R5 年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	80	0
事業継続力強化計画認定	5	0
各種共済・保険制度への加入推進 (見直し、検討資料提供含む)	120	120

## II. 課題

- ・管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。
- ・経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。
- ・保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・東温市商工会の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ・当会においては、緊急時の対応等をまとめた商工会の事業継続計画（後述）を策定しているが、職員への周知徹底を図り、同計画の実効性を高める必要がある。
- ・防災士の資格取得のみならず、商工会における平時・緊急時の対応や、事業者へのBCP策定等の助言が可能な実務に富んだ経営指導員等の職員の育成が課題である。

## III. 目標

### <定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

・小規模事業者に対して災害・感染症等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①事業継続力強化セミナーの開催(回)	0	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定(件)	0	1	1	1	1	1
③各種共済・保険制度への加入推進(見直し、検討資料提供含む)(件)	30	50	50	50	50	50
④防災士講座への参加職員数(人)	2	1	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・本計画について、「東温市地域防災計画」や令和2年度に策定した「東温市国土強靱化地域計画」との整合を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、全国商工会連合会様式をもとに、令和3年に事業継続計画を作成。定期的な見直しを行っている（直近R6年4月更新）。

## 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認。
- ・策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認。
- ・(仮称)東温市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市の連絡ルートの確認等を行う（訓練は最低年1回実施する）。

## < 2. 災害・感染症等発生後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及びSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東温市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

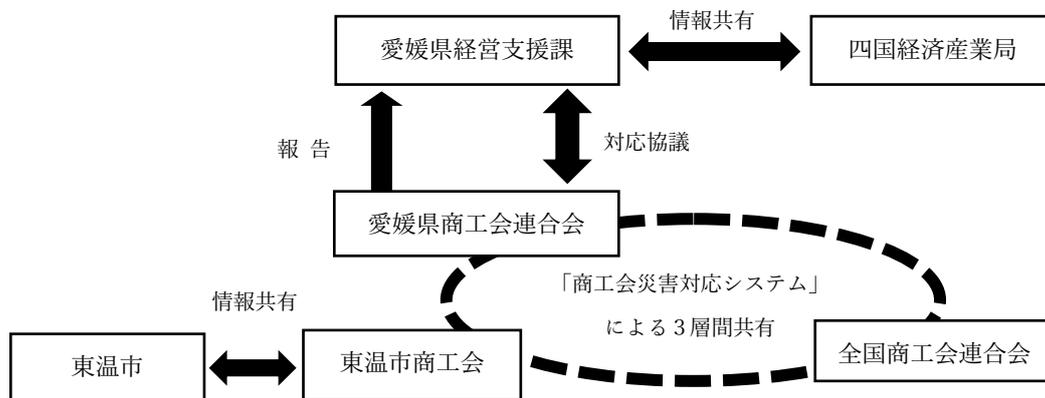
・当計画により、当会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・当市で割りまとめた「東温市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当市より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、東温市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

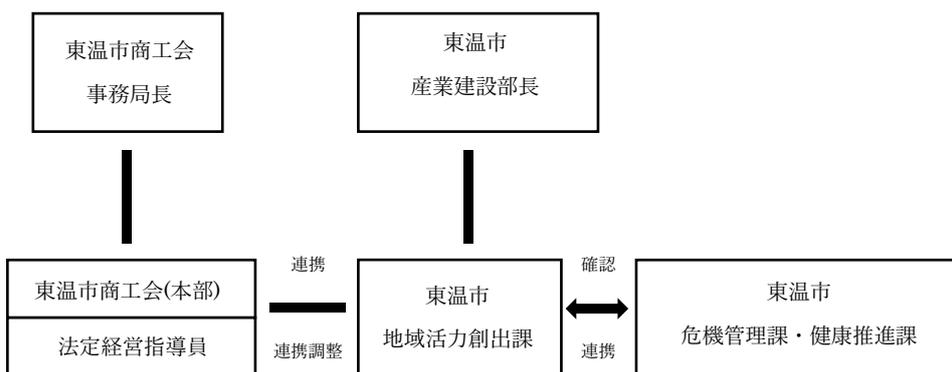
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岩井 陽美（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

東温市商工会

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良495番地3

TEL：089-964-1254 / FAX：089-964-3938

E-mail：[touon-s@esci.or.jp](mailto:touon-s@esci.or.jp)

②関係市町

東温市役所 産業建設部 地域活力創出課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL：089-964-4414 / FAX：089-964-4447

E-mail：[chikaso@city.toon.ehime.jp](mailto:chikaso@city.toon.ehime.jp)

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	40	40	40	40	40
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、東温市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。